

練馬区

災害時歯科医療

支援計画

平成 27 年 3 月

(平成 30 年 3 月一部修正)

練馬区・練馬区歯科医師会

# 第一章 計画策定の背景と現状

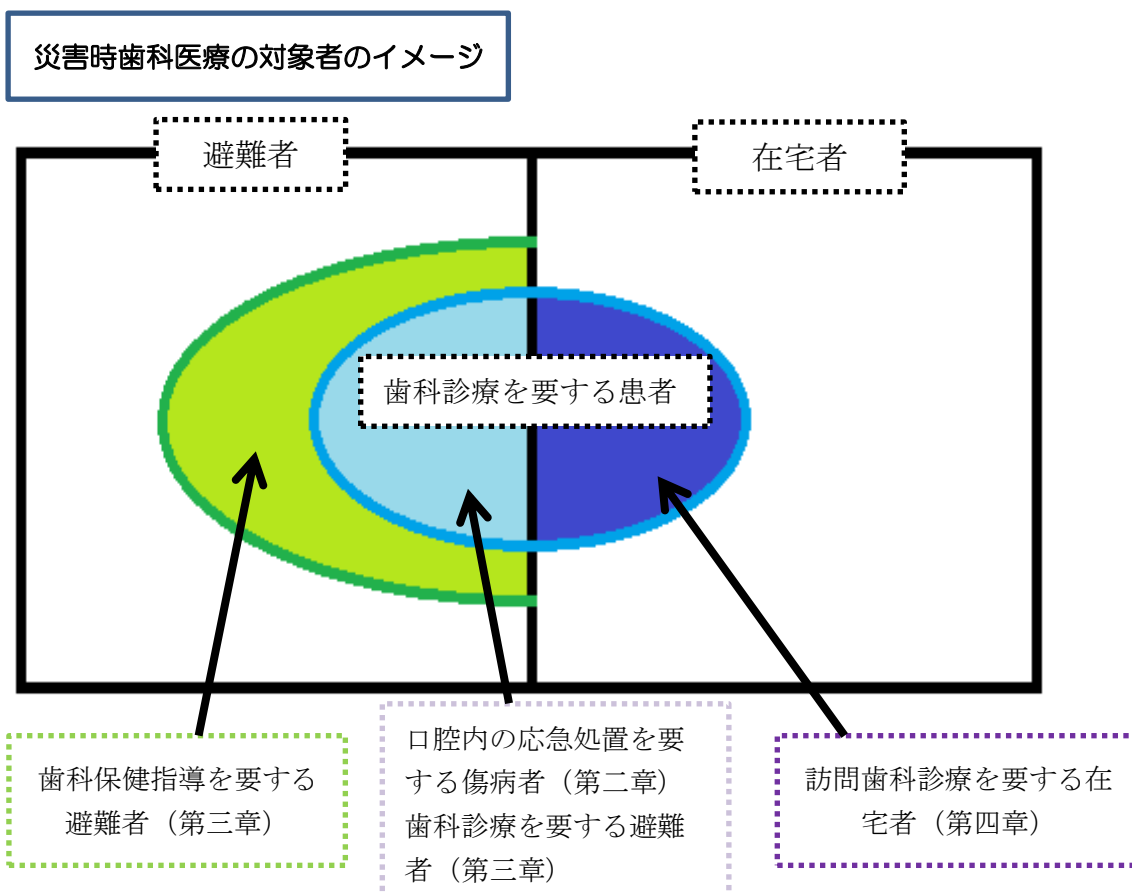
## 1 はじめに

練馬区と公益社団法人練馬区歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、大震災等の災害時における歯科医療救護班の派遣要請や歯科医療救護活動に関する項目を見直し、平成26年1月に「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結しなりました。（資料集 P28～P40）

しかし、歯科医療救護に関する具体的な活動については、災害時に区と歯科医師会が被災状況を踏まえて協議することとなっているため、本計画で具体化し、災害時に備えることとしました。

一方、在宅や施設で訪問歯科診療を受けている方々、また、災害時に訪問歯科診療が必要となった方々への対応は、平常時の体制を活用することが必要となります。そこで、災害時にも対応できる訪問歯科診療支援体制の構築を本計画において考えていきます。

今後、歯科医療救護班の活動マニュアルや訪問歯科診療相談窓口の災害時運営マニュアルを作成する際には、本計画を基本として練馬区と歯科医師会でマニュアルを検討していきます。



## 2 練馬区の災害医療救護活動（練馬区地域防災計画から抜粋）

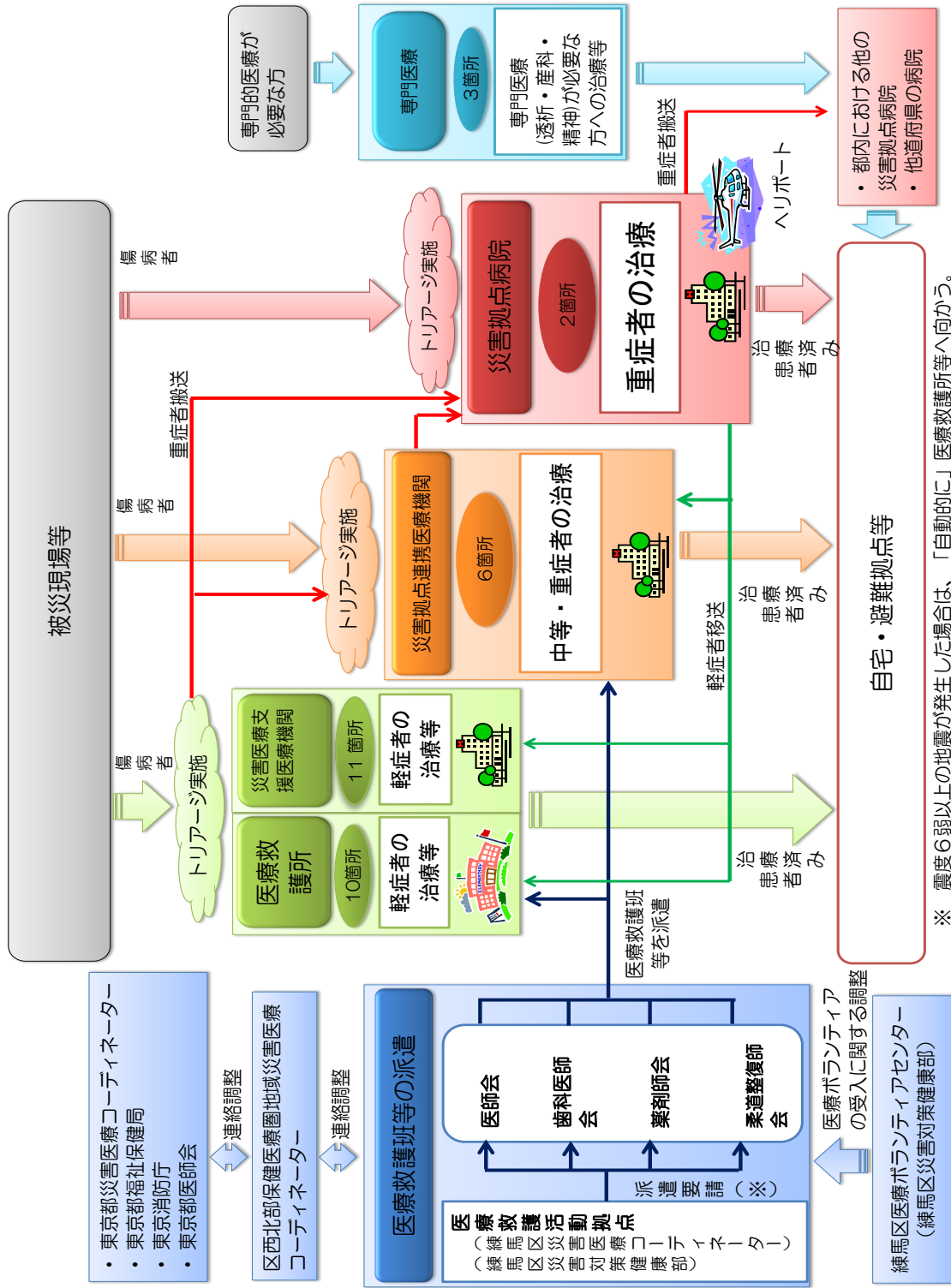
### 第1節 医療救護活動

#### 1 医療救護活動におけるフェーズ区分

区分		想定される状況	主な活動内容
0	発災直後 (発災～6時間)	建物倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2	急性期 (72時間～1か月)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況（72時間～1週間） 地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況（1週間～1か月）	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施

## 2 応急救護活動

(1) 応急救護体制図



(2) 医療救護活動のあらまし

① 練馬区災害対策本部の設置

災害が発生すると、災対本部および災対健康部が立ち上がります。

② 医療救護所の活動

ア 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会（以下「四師会」という。）から医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復師班（以下「医療救護班等」という。）が、医療救護所に自動参集します。

練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受け、四師会から医療救護班等が医療救護所に参集します。

イ 傷病者は、医療救護所や医療機関に押し寄せることが予想されます。そこで、医療救護所では、負傷の程度に応じ、重症、中等症、軽症のトリアージ（※）を行います。重症者・中等症者は災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送します。また、軽症者は医療救護所内で応急処置を行います。

※ トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいいます。

③ 重症者・中等症者に対応する災害時医療機関の活動

災害拠点病院や災害拠点連携医療機関においてもトリアージを行います。重症者・中等症者については、トリアージを実施した医療機関において引き続き治療を行い、軽症者は医療救護所、災害医療支援医療機関または近隣で開設している診療所へ誘導します。

④ 重症者の広域搬送

災害拠点病院において受入能力を超える多くの重症者等が搬送された場合は、東京都の区西北部二次保健医療圏における医療救護活動を統括する区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに支援を要請し、DMA T等の派遣を受入れます。あるいは、災害用ヘリコプター等を用い、区外の災害拠点病院および被災を免れた病院へ搬送します。

⑤ 災害医療支援医療機関の活動

災害医療支援医療機関は、通常の診療を継続するとともに、軽症者の応急処置を行います。

⑥ 地域の診療所の開設

被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の診療や軽症者の応急処置に努めます。

⑦ 専門医療拠点病院の活動

専門医療が応急に必要なお患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）は専門医療拠点病院で対応します。

⑧ 練馬区災害医療コーディネーターの活動

上記②から⑦までの医療救護活動が円滑になされるよう、災対健康部には、練馬区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）を設置します。区コーディネーターは、区内の医療救護活動について医学的な見地から助言を行うとともに、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターと情報連絡を行います。

(3) 医療救護所の設置および活動内容

① 医療救護所の設置

災害時に区立小中学校に設置される避難拠点のうち、10校に医療救護所を設けます。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い、重症者・中等症者を災害拠点病院または災害拠点連携医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行います。

	区指定医療救護所名	所在地
1	旭丘中学校	旭丘二丁目40番1号
2	開進第三中学校	桜台三丁目28番1号
3	貫井中学校	貫井二丁目14番13号
4	練馬東中学校	春日町二丁目14番22号
5	光が丘第四中学校※	光が丘二丁目5番1号
6	石神井東中学校	高野台一丁目8番34号
7	谷原中学校	谷原四丁目10番5号
8	大泉南小学校	東大泉六丁目28番1号
9	大泉西中学校	西大泉三丁目19番27号
10	石神井西中学校	関町南三丁目10番3号

② 医療救護所における医療救護活動

ア 練馬区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、避難拠点の緊急初動要員が自動参集し、医療救護所を設置します。

イ 四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動（「医療救護班等の主な活動内容」参照）を実施します。なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、各医療救護所に自動参集します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、各医療救護所に参集します。

ウ 避難拠点の緊急初動要員および医療救護班等は避難拠点運営連絡会（※）と協議し、医療救護活動の場所を選定し、活動体制を整えます。

エ 医療救護所における医療救護活動期間は、原則として発災から72時間とします。なお、発災から72時間以降（巡回診療・定点診療参照）については、状況に応じて医療救護班等は、避難拠点等の巡回を行います。

オ 医療救護所の責任者は、医療救護所が設置される避難拠点の班長とします。医療救護所の開設、運営および医療救護班等の活動支援などの業務は災対健康部救護班が担います。

なお、医療救護所におけるトリアージの実施および応急処置については医療救護班等があたります。

カ 医療救護所が設置される避難拠点の班長は、必要に応じて、災対健康部に東京都医療救護班等の派遣や医薬品・医療用資器材の供給を要請します。

※ 避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目的とする組織のこと。町会・自治会やPTA等の協力を得て、現在、全ての避難拠点において、避難拠点運営連絡会が結成されています。

#### (4) 医療救護班等の編成

##### ① 医療救護班等の派遣

四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動を実施します。また、医師会は医療救護班を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、来所する傷病者に対し中等症者の治療にあたる機能を確保するため、トリアージ等の活動を実施します。

##### ② 派遣基準

ア 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、四師会の医療救護班等は各医療救護所に自動参集します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院にも自動参集します。

イ 練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、四師会の医療救護班等は各医療救護所に参集します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院にも参集します。

③ 医療救護班等の主な活動内容

区 分	活 動 内 容
医療救護班	ア トリアージ イ 傷病者の応急処置 ウ 死亡の確認
歯科医療救護班	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ トリアージ ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導 エ 検死・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	ア 医療救護所等における被災者等に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔道整復師班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当の必要な衛生材料等および労務の提供

(6) 医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

① 医療情報の収集と医療救護方針の策定

ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から情報を集約し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況を把握します。

イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部については、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、自動的に発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部からの要請に基づき報告を行います。

第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

ウ 各関係機関からの情報収集後、地域別被災状況、医療機関の被害・活動状況を勘案し、区コーディネーターの助言を踏まえ、医療救護方針を定めます。

② 医療情報の共有化と医療救護方針の伝達

ア 災対健康部は、収集した医療情報および区コーディネーターの助言を踏まえて決定した医療救護方針を区災対本部内に報告するとともに、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等の関係機関に伝達します。



イ 区コーディネーターは、収集した医療情報および医療救護方針を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに伝達し、必要に応じて派遣医療チーム等の要請や傷病者の収容先・搬送などについて調整します。

③ 広域における医療情報の収集

区西北部保健医療圏および東京都における医療情報ならびに都立病院および東京都災害拠点病院の被害については、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等から収集します。

(7) 傷病者の搬送

- ① 医療救護所において、災害時医療機関に収容する必要がある者が発生した場合、災害時医療機関の被災状況、活動状況、収容可能数および区内の交通状況を把握し、災害時の協定に基づき災害時医療機関へ搬送します。
- ② 区内の災害時医療機関だけでは対応できない場合は、他自治体の医療機関への受入および搬送を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターへ要請します。

#### 4 受援体制の構築

- (1) 区内の医療救護体制だけでは十分に人的被害に対応できない場合、区コーディネーターは東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに対してDMATや東京都医療救護班等の派遣を要請します。また、災対健康部は、災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体からの派遣医療チームの受入および派遣について調整します。
- (2) 東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等を通じて区に派遣された医療チームの派遣先の調整については、区コーディネーターの助言を踏まえ、災対健康部が行います。
- (3) 派遣医療チーム等の医療支援に関する調整・情報交換等は、医療救護活動拠点（補助機関の保健相談所含む。）において行います。
- (4) 災対健康部は、区役所内に（仮称）医療ボランティアセンターを設置します。医療ボランティアセンターでは、災対健康部が医療ボランティア（区内在住の医師・看護師等）の受付・登録を行い、区コーディネーターと調整の上、医療救護所および避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

#### 5 巡回診療・定点診療

急性期以降、災対健康部巡回訪問班による避難拠点における健康相談実施後、必要に応じて医療救護班等を避難拠点に派遣し、巡回診療を行います。

また、被災者の状況に応じて、巡回診療のほかに定点診療を行います。

## 6 練馬区災害時医療救護体制の検討

発災直後の医療救援活動から急性期、さらには避難生活が長期化した慢性期における対応など、区の医療救護体制にはさまざまな場面が想定されます。

区は、災害時医療救護体制について関係機関と検討を重ね「練馬区災害医療救護体制構築に係る調査検討報告書」を平成19年3月にまとめました。

この報告書にまとめられた課題、また、平成23年3月に発生した東日本大震災で明らかになった医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携をしながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。

### 3 歯科医療救護活動の現状と課題

#### (1) 災害時協定の記載

練馬区と歯科医師会との間で締結した災害時協定書では、つぎのように歯科医療救護班の業務を定めています。

(医療救護所等における歯科医療救護班の活動期間)

第5条 歯科医療救護班の医療救護所等における活動期間は、原則として、**発災から72時間とし、それ以降は、甲(※)の要請に基づき、避難拠点等の巡回を行う。**

(歯科医療救護班の業務)

第6条 歯科医療救護班の業務は、つぎのとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2) トリアージ

(3) 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

(4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

※甲とは練馬区を示す。

#### (2) 歯科医療救護班業務の整理

歯科医療救護班の業務について、本計画では活動場所や活動時期に着目し、つぎの4つに整理して具体化します。

・医療救護所における応急処置等(第二章)	活動時期：発災から72時間まで
	活動内容：けが人の口腔内処置・トリアージ等
	派遣要請：区が歯科医師会へ要請、震度6弱以上で自動参集
・避難拠点、福祉避難所における訪問歯科診療と歯科保健指導(第三章)	活動時期：発災から72時間以降①
	活動内容：避難拠点等での歯科診療等
	派遣要請：区が歯科医師会へ要請
・訪問歯科診療窓口等における情報収集や訪問歯科診療(第四章)	活動時期：発災から72時間以降②
	活動内容：訪問歯科診療、診療所の被災状況の情報収集
	派遣要請：—
・遺体安置所における身元確認への協力(第五章)	活動時期：発災から72時間以降③
	活動内容：検案
	派遣要請：警視庁(現地警察署)が歯科医師会へ派遣要請

(3) 本計画で明確にすべき課題

① 医療救護所における活動の具体化	医療救護所への歯科医療救護班の派遣は、震度6弱以上の地震では自動参集するなど定めがありますが、班の要請、派遣、活動について具体化する必要があります。
② 避難拠点や福祉避難所における活動の具体化	避難拠点や福祉避難所における歯科診療や、歯科保健指導のニーズをどのように把握し、歯科医療救護班の訪問歯科診療にどのようにつなげるのか具体的にする必要があります。
③ 訪問歯科診療計画の具体化	災害時にも訪問歯科診療を実施するために平時の訪問歯科診療体制をどのように構築し、推進するか具体化する必要があります。
④ 身元確認(班)の活動に関する事前準備の明確化	警察の要請と指示にもとづき行う身元確認の協力に、どのような事前の準備をすべきかを明らかにする必要があります。
⑤ 情報連絡体制の明確化	歯科医師会と練馬区、警察、歯科医師会会員との情報連絡について、明らかにする必要があります。

## 第二章 医療救護所における歯科医療救護活動

### 1 活動概要

災害時の医療救護所では、医療救護所に対応する軽症者から災害時医療機関への搬送が必要な重症者・中等症者まで、さまざまな傷病者が訪れることが想定されます。

その中で歯科医療救護班は、口腔内の応急処置が必要な患者に対して治療を施すことはもちろん、現場の医師の指示に従って口腔内以外の簡易な応急処置も行います。

さらには区の職員や学校の要員と共にトリアージを行い、迅速な搬送順位の確定を補助します。

### 2 活動計画詳細

#### ① 医療救護所への参集

練馬区が歯科医師会に災害時協定に基づき歯科医療救護班の派遣を要請した場合、歯科医師会はすみやかに歯科医療救護班を派遣します。ただし、区内に震度6弱以上の地震が発生した場合、区からの要請がなされる前に、あらかじめ編成した歯科医療救護班の要員は指定する医療救護所に参集します。(次ページ参照)

歯科医療救護班の班編成は、原則として歯科医師会に一任します。

#### ② 口腔内の応急処置を要する傷病者に対する応急処置

被災直後には、顎顔面の外傷や歯牙の脱臼などの口腔外科的疾患や外力による冠や充填物の脱離などが考えられます。それらのうち、緊急に対応しなければならない傷病者への応急処置を実施します。

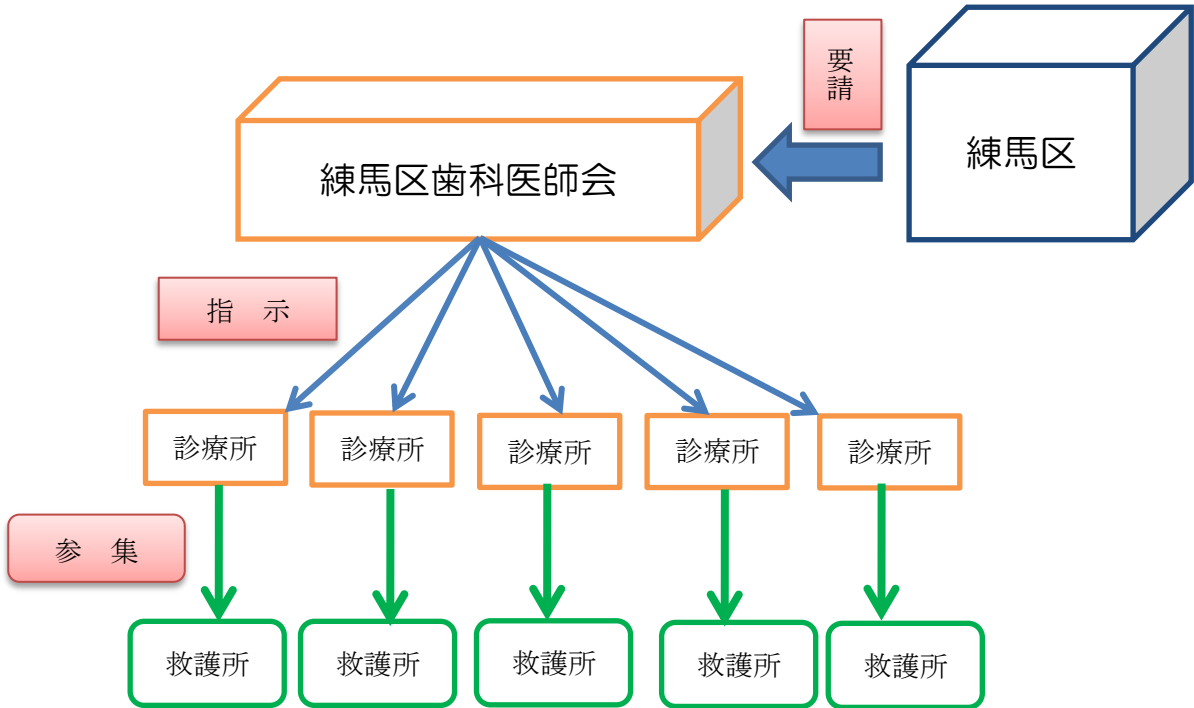
#### ③ トリアージ

医療救護所の医師や区職員、避難拠点運営連絡会と連携し、傷病者をトリアージして軽症者・中等症者・重症者に分けるとともに、重症者・中等症者の災害時医療機関への搬送の順位を判断するトリアージを実施します。

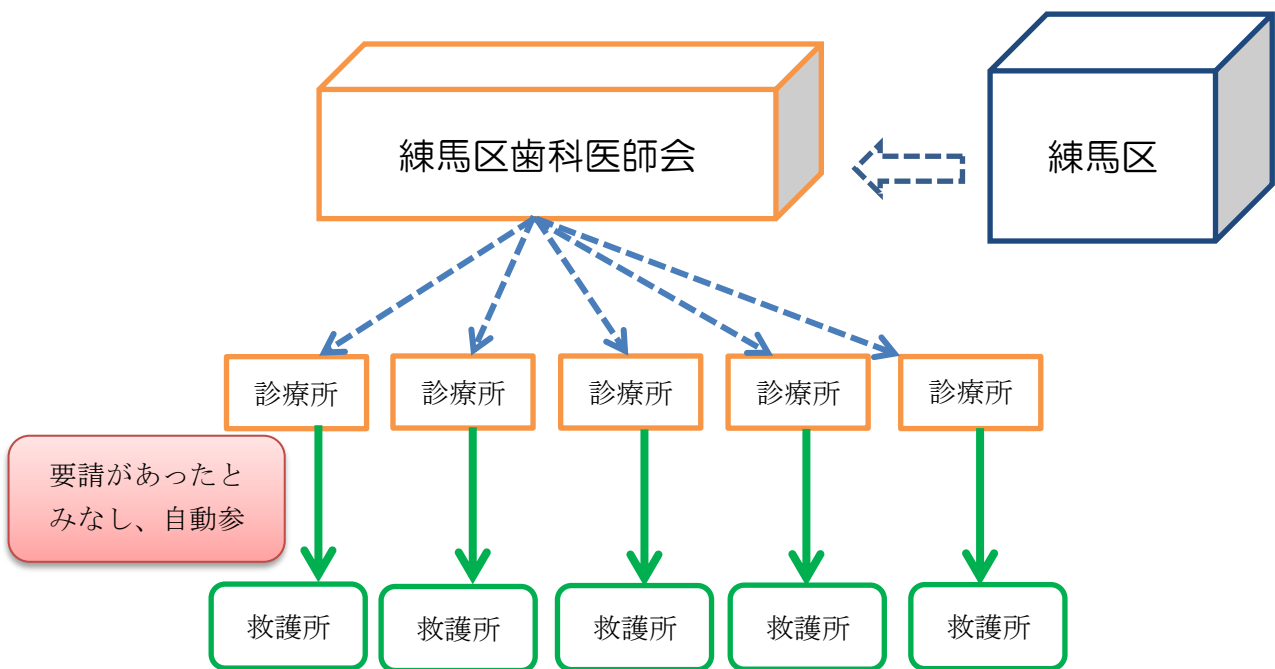
#### ④ その他、口腔内の応急処置以外の応急処置

災害時には医療救護所に四師会の要員が参集することになっていますが、傷病者に対する医療従事者の数は、地域における被災状況により不足することが考えられます。このため、歯科医療救護班は現場の医師の指示に従いつつ、口腔内処置以外の応急処置も軽症者に行います。

参集図1 震度5強以下の際に、区からの参集要請があった場合



参集図2 震度6弱以上の地震があった場合



## 第三章 避難拠点・福祉避難所における歯科医療救護活動

### 1 活動概要

避難拠点や福祉避難所には、高齢者等や口腔内に問題を抱える避難者が避難しています。

生活環境の急激な変化により口腔内における緊急性の高い痛みや急性炎症を訴える避難者への対応が必要となります。

また、義歯の紛失や不適合によるそしゃく障害の訴えは、避難拠点等における最大の歯科医療ニーズとなります。さらに、災害の関連死では誤嚥性肺炎が多いことから、避難拠点等における歯科保健指導および歯科治療を適切に実施していきます。

### 2 活動計画詳細（次ページ参照）

#### ① 避難拠点における歯科診療、歯科保健指導のニーズ把握

区の保健師や歯科衛生士、栄養士を中心とした保健班が避難拠点を巡回し、歯科診療の必要な患者の状態や歯科保健指導が必要な避難者を把握し、情報をまとめます。

#### ② 保健班が収集する情報（資料編 P46～55）

各避難所におけるアセスメント票

- ・ 口腔清掃等の環境
- ・ 口腔清掃用具等の確保
- ・ 歯や口の訴え・異常
- ・ 歯科保健医療の確保
- ・ 特に口腔衛生に配慮が必要な対象者
- ・ 上記対象者の口腔清掃状況

#### ③ 区から歯科医師会への要請

保健班等がまとめた情報を踏まえ、区は歯科医師会に対し災害時協定に則り、避難拠点や福祉避難所での診療を要請します。歯科医師会は、すみやかに歯科医療救護班を編成し、避難拠点等に派遣します。

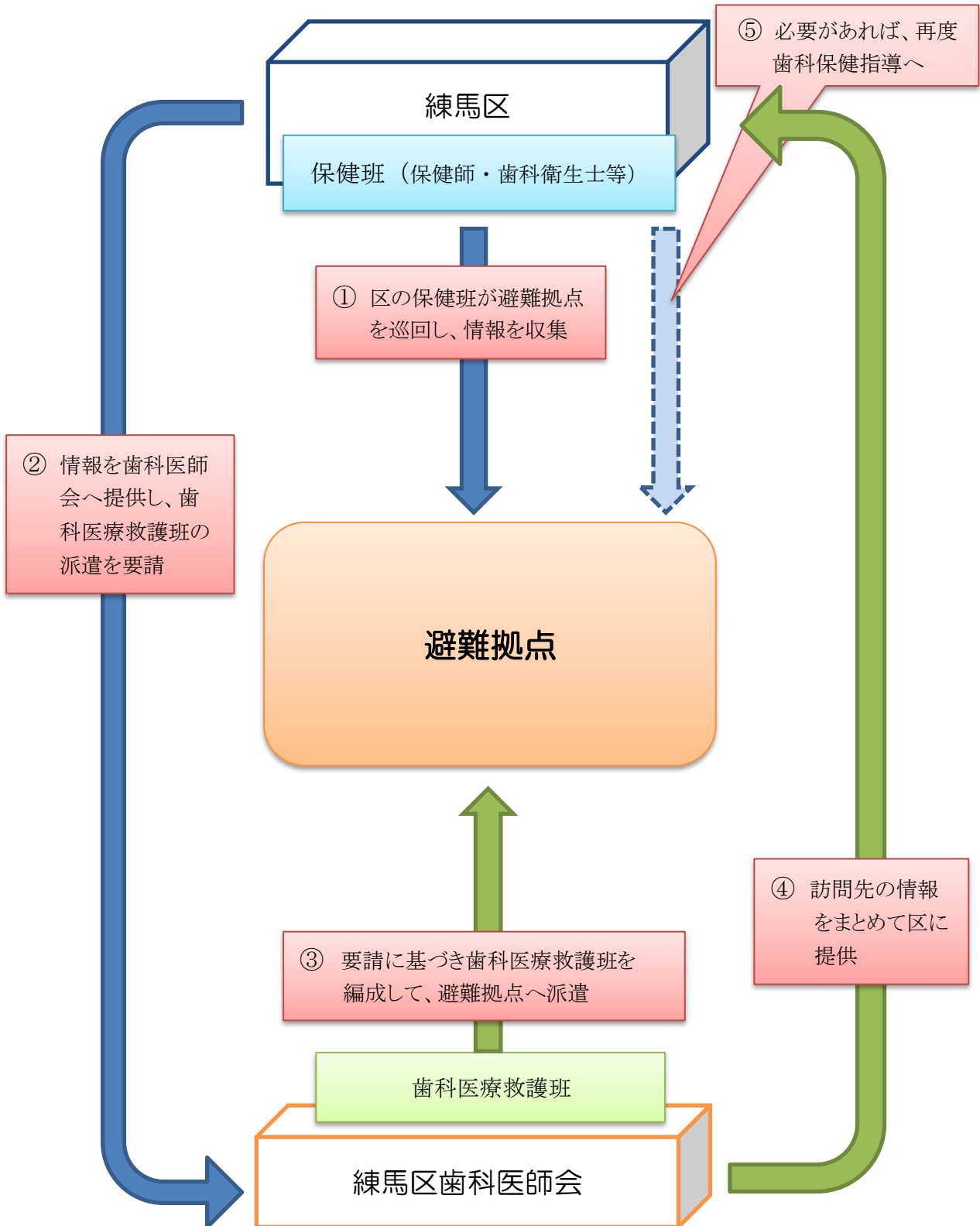
歯科医療救護班は、保健班等が収集した情報を共有し、歯科診療にあたります。

#### ④ 歯科医療班から保健班への要請

また、保健班の歯科衛生士は歯科医療救護班と情報を共有し、再度の歯科保健指導の必要性がある福祉避難所等を把握します。

保健班の歯科衛生士は把握した情報をもとに、再度歯科保健指導を行います。

# 避難拠点等への訪問歯科診療フロー図





## 第四章 訪問歯科診療の支援

### 1 支援概要

災害時においても、訪問歯科診療の要望がある場合は区や歯科医師会はそれに応えなければなりません。そのために、平時における訪問歯科診療体制を災害時においても災害時訪問歯科診療に活用する必要があります。

### 2 訪問歯科診療の現状と課題

#### (1) 平時の訪問歯科診療の現状

平成 25 年度から 27 年度にかけて、区と歯科医師会は、訪問歯科診療促進事業を実施し、一般歯科診療所の在宅訪問歯科診療の取組を進めています。練馬つつじ歯科診療所においては、歯科診療を必要とする在宅療養者と訪問歯科診療を行う歯科医師とのマッチングを行うとともに、ポータブルユニットなどの機器を貸出してその促進を図っています。しかしながら、訪問歯科診療制度の周知が十分に区民に行き渡っていないのが現状です。

#### (2) 在宅療養者のニーズに対する訪問歯科診療の実態

誤嚥性肺炎が高齢者に多数発生していることから、在宅や施設で歯科診療や口腔ケアを必要とする高齢者の数が多数にのぼることは推測できます。しかし、高齢者のうち要介護認定を受けている方が平成 26 年 3 月 31 日現在で 23,185 万人いるのに対し、歯科医師会会員の訪問歯科診療件数が平成 25 年度は 52 件ということから、そのニーズが訪問歯科診療や訪問口腔ケアに適切につながっていないことも推測できます。

#### (3) 本計画で明確にすべき課題

訪問歯科診療が必要な患者に提供されるよう、そのニーズを把握し、専門の歯科診療にマッチングするシステムが必要であり、そのような平時のシステムを築くとともに、それが災害時にも効果的に動く仕組みを計画化しなければなりません。

### 3 支援計画詳細

#### (1) 訪問歯科診療の促進

##### ① 啓発事業（マッチングシステムへの誘導）

在宅療養患者への在宅介護ケアや在宅医療に比較すると、歯科診療が必要な場合でも家族やケアマネジャーが気付かない場合や、必要性を認識していても連絡相談する先が分からないため、歯科診療や口腔ケアが不足するケースがあります。講演会やホームページ、パンフレットなどで訪問歯科診療の重要性を訴えるとともに相談窓口の周知を図ります。

##### ② 訪問歯科診療相談窓口の設置（マッチングシステムの構築）

訪問歯科診療に対するニーズを受ける相談窓口を、練馬つつじ歯科休日急患診療所に設置し、適切な専門治療が受けられるよう歯科診療所等の紹介を行います。また、訪問歯科診療に必要なポータブルユニットやX線装置の貸出を行います。また、災害時にも運営が可能となるよう、区内歯科診療所の状況など情報を管理し、災害時優先電話の導入など災害時の情報連絡に備えます。

##### ③ 人材育成のための研修会の実施（マッチングシステムの実現）

訪問歯科診療のニーズに応えるには、一般歯科診療所が訪問歯科診療を行う体制を整える必要があるため、新たに訪問歯科診療を始める歯科医師対象の研修会や既に訪問歯科診療を行っている歯科医師のスキルアップ研修を実施します。

#### (2) 災害時の対応

##### ① 災害時訪問歯科診療事務局の設置・運営

災害が発生した場合、練馬つつじ歯科休日急患診療所は通常の診療を臨時休止するとともに、災害時訪問歯科診療事務局を設置します。事務局では、必要な情報の収集や提供を行い、在宅療養者や施設入所者等への訪問歯科診療の提供をします。

##### ② 被災状況等情報の収集

訪問歯科診療のニーズを適切に歯科医師につなぐため、災害時訪問歯科診療事務局において歯科医師会本部と連携し、災害発生後の歯科診療所の被災状況を把握し、訪問歯科診療が可能な歯科診療所のリストを作成します。

##### ③ 歯科診療所に関する情報の提供

訪問歯科診療を行っている歯科医師の情報のほか、災害時訪問歯科診療事務局は、一般歯科診療所の被災状況、診察状況を一元的に収集し、区および区民に提供します。

④ 在宅療養者の訪問歯科診療

災害が発生した場合においても、在宅療養者に対する訪問歯科診療の提供は必要です。そうした場合にも訪問歯科診療の提供が滞らないように、収集した情報に基づき、災害時訪問歯科診療事務局で連絡調整を行う体制を整えます。

⑤ 介護施設・病院等入所者の訪問歯科診療

介護施設等においては、災害時に断水や非常用食料による食事等によって口腔内を清潔に保つことが難しくなる場合が考えられます。さらに、災害時という緊急事態において、口腔内のケアに対応できない事態も考えられます。そうした場合にも災害時訪問歯科診療事務局は施設状況・被災状況を把握し、訪問歯科診療を提供していきます。

⑥ 避難拠点等における避難者の訪問歯科診療

避難拠点や福祉避難所の避難者への訪問歯科診療に関しては、区の保健班による巡回や歯科医療救護班による訪問歯科診療によって対応します。また、継続的な歯科診療が必要であるが、避難拠点等から地域の歯科診療所へ行くことができない患者がいる場合には、その患者へ個別的に訪問歯科診療を行います。

⑦ 避難者への継続的な対応

避難拠点や福祉避難所から自宅に戻った避難者が継続的に歯科診療を必要とする場合、災害時訪問歯科診療事務局は、当該患者が適切に歯科診療を受診できるよう診療情報の提供等を行います。

# 平時の訪問歯科診療 フロー図

① つつじ歯科が行う、パンフレット・講演会による訪問歯科診療の周知

訪問歯科診療が必要な患者

在宅医師等

介護職等

② 窓口への相談

訪問歯科診療が可能な診療所

③ 訪問歯科診療の要請  
・ポータブル機器の貸出

つつじ歯科診療所  
(訪問歯科診療相談窓口)

④ 訪問診療

(3) 平成 25～27 年度までの実施事業

啓発・広報事業 の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問歯科に関するパンフレットを、平成 26・27 年度で計 20,000 部作成し、各歯科診療所に置くとともに、研修会や講習会において配布する。</li><li>・平成 26 年度にホームページを作成し、訪問歯科診療や摂食・えん下リハビリテーションについての広報を強化した。</li><li>・平成 27 年度は、訪問歯科に関する講演会を区民向けに行う。</li></ul>
訪問歯科診療相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 26 年度からは事務員を 1 名増やし、窓口体制を充実させた。</li></ul>
訪問歯科診療用貸出し器具の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 26 年度は訪問歯科診療に必要なポータブルユニット 1 台とポータブル X 線装置 1 台を購入した。</li><li>・上記機器に関して、平成 27 年 2 月 28 日までに、計 91 回の貸出を行った。</li></ul>
研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・歯科医師・関係職向けに、平成 25・26 年度で計 2 回の研修会を行い、平成 27 年度は、計 2 回の研修会・講演会を行う。</li></ul>

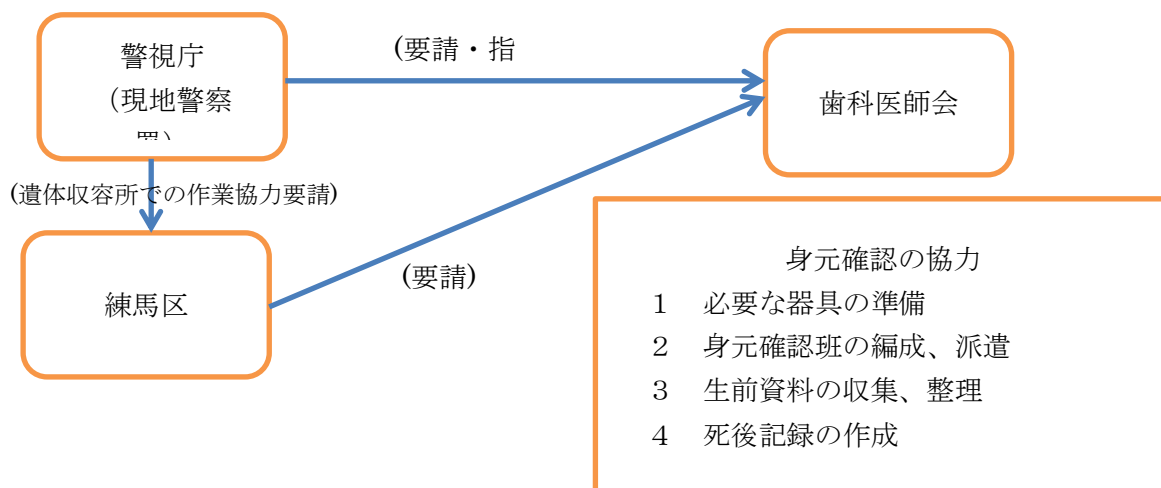
## 第五章 身元確認への協力

### 1 支援概要

遺体安置所である体育館に身元不明遺体が発生した場合、身元確認班は警視庁の指示のもと検視の補助行為として歯科所見等を活用した身元確認作業に従事します。（記録用紙は資料集 P67～69）

### 2 支援計画詳細

- ① 警視庁から身元確認の協力要請があった場合、歯科医師会はすみやかに身元確認班を編成し、指定された遺体収容所に派遣します。
- ② 身元確認班は歯科医師 2 名以上の構成とします。  
⇒身元確認作業の経験を有する歯科医師名簿を事前に作成しておきます。
- ③ 派遣された身元確認班は、警視庁の検視責任者の指示により、歯科医師以外の身元確認従事者とともに作業に従事します。



- ④ 身元確認作業にあたっての留意事項
  - ア. 生体の口が開かないことが多いため開口器などの準備が必要です。
  - イ. 検査する歯科医師と記録する歯科医師が 1 組となって、誤記録と感染を防止します。
  - ウ. 報道機関や遺族への対応は、原則として歯科医師は対応しないようにします。

⑤ 歯科医師会は、警視庁から身元確認に関する個人識別に関する生前記録の収集への協力要請があった場合、会員へ周知するなど積極的に協力することとします。

⑥ 記録用紙（死後・生前）の作成手順

確認作業は遺体の死後記録を残し、生前情報を集めて比較識別をすることになることから、死後記録を残す手順、生前記録の収集とまとめ、結果の整理までの流れを確立しておくことが必要です。

ア．死後記録の作成

死後記録を作成するための検査は、死後のデンタルチャートを作成し、その際に根管処置が施された可能性がある歯や埋伏の可能性のある歯のX線写真を可能な限り撮影することが望まれます。

デンタルチャートの作成に当たっては、その目的が生前の歯科処置との比較になることから、常に生前記録がどのように残っているかを考えながら記録を残すことが原則となります。

イ．死後記録の作成手順

1) 遺体番号	遺体番号の確認をします。
2) 場所	記録場所を記入します。
3) 年月日	記録を行っている日の年月日を記入します。
4) 遺体状況	該当する状況にチェックを入れます。
5) 歯列図 ・ 歯の有無 ・ 充填、歯冠補綴、 欠損補綴 ・ X線検査後の記入	記載者はまず、残存歯牙の有無を確認します。 次に、歯科診療録やX線写真の生前記録から充填、補綴処置の作成方法、形態、材料を確認します。 更に、X線検査の後では、根管治療、根管充填処置、埋伏歯の有無を記録します。 開口不良等で咬合面が見づらい場合等は「？」をつけます。 その後作成した歯列図を記載者が読み上げ、観察者が口腔内を見つつ確認します。
6) その他の所見、特記事項	記載者は特筆すべき事項に関して、該当欄に記載します。
7) 立会警察官の記入	遺体の検視が終了し次第、立会警察官の所属と氏名を記入してもらい、終了時間も記入します。
8) 歯科医師名の記入	検視に携わった歯科医師の所属の記入とサインを行い、二人で確認した後に警察官へ渡します。

※ 清書の時間がないことが考えられるため、記入は丁寧に行う。

#### ウ. 生前記録のまとめ

生前記録用紙には、形のわかる情報とわからない情報に対応できることを考えて、原則的に、修復面がわかるときおよびX線写真で形が推測できるときは、修復面の記録を残すか、形を残します。わからないときは、文字で作成方法、材料を記載します。

#### エ. 比較時の注意点

- 1) 生前記録の最終状態と死後記録の間に時間的な差があり、すべての所見が一致するものではないこと。
- 2) 各歯牙につき硬組織疾患は後戻りしないことを考慮し、「一致」「矛盾なし」「矛盾あり」に分けて比較すること。
- 3) X線写真は生前のものと方向を合わせて再撮影することにより、他の比較点がみつかること。



## 第六章 支援計画実行のために

### (1) 情報連絡のあり方

#### ① 練馬区と歯科医師会

通信手段	練馬区災害対策健康部と歯科医師会本部との通信手段は、電話、ファックス、メールを第一に考え、それらが輻輳し不通となった場合には、練馬区行政無線によって通信します。
情報連絡事項	練馬区からは医療救護方針や活動状況、歯科医療救護班の派遣要請を伝えます。歯科医師会本部からは歯科診療所の被災状況、歯科医療救護班の活動状況などを連絡します。

#### ② 歯科医師会内

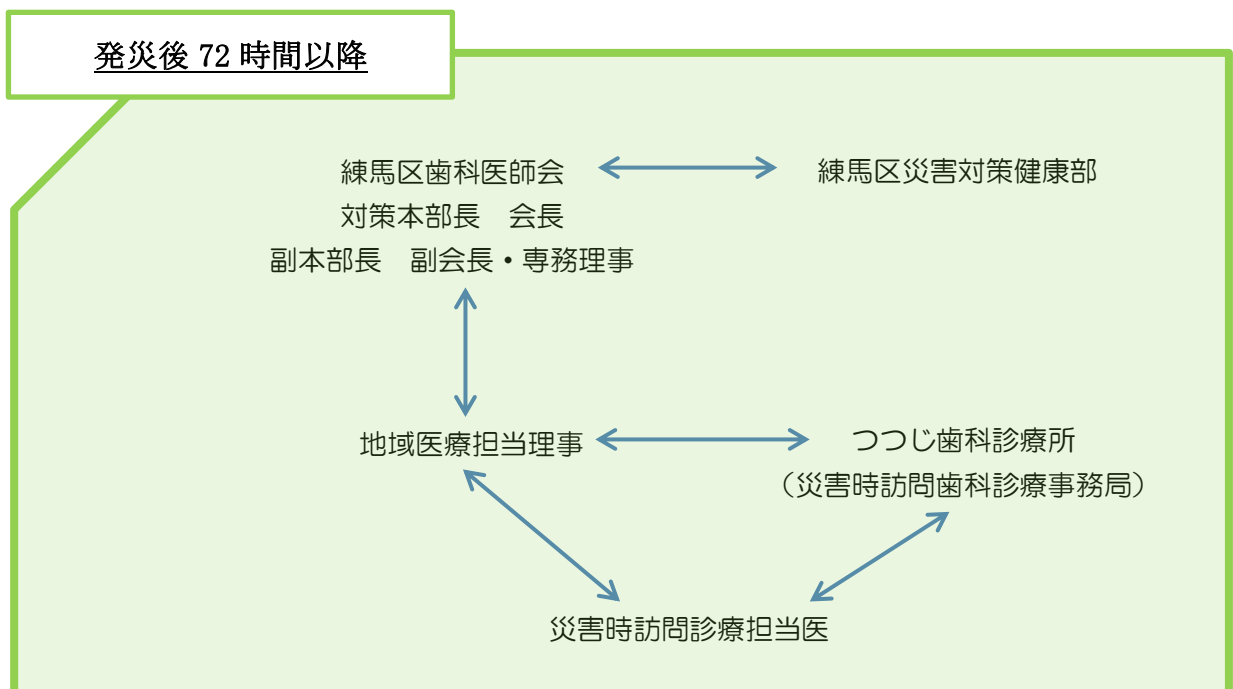
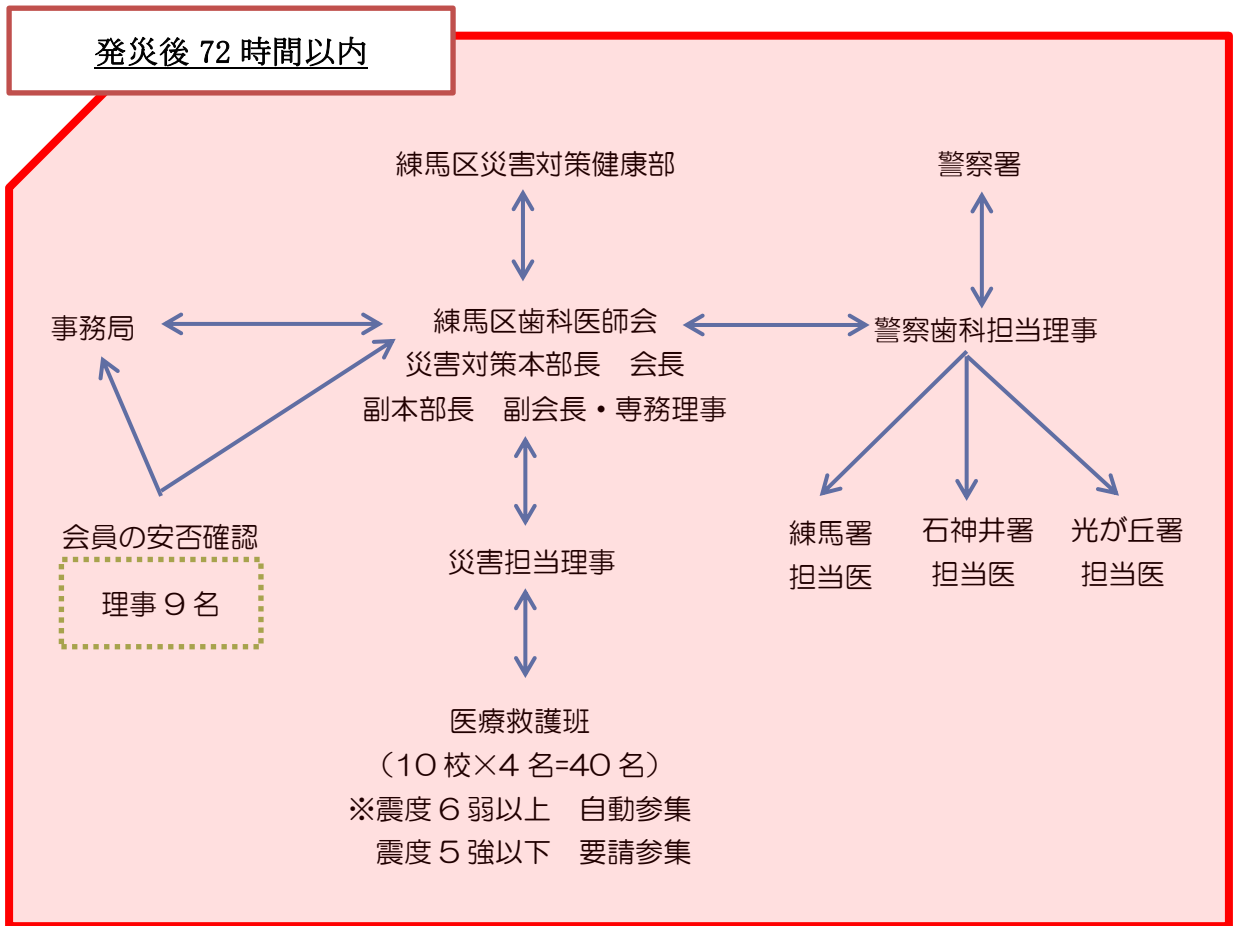
連絡網 (次ページ 参照)	歯科医師会本部と会員間の通信も電話等を第一としますが、不通の場合にはブロックごとの情報をまとめて本部へ連絡し、本部からはブロックごとに情報を伝えます。
情報連絡事項	歯科医師会本部からは区の災害医療活動や歯科医師会の歯科医療救護活動の状況を伝え、本部へは歯科診療所の被災状況などを報告します。

### (2) 歯科医師会の災害時組織のあり方

区内に震度6弱以上の地震が発生した場合、歯科医師会の歯科医療救護班は指定されている医療救護所に自動参集することとなっています。また、震度5強以下の地震が発生した場合では、区の要請にもとづき、歯科医療救護班を編成し、医療救護所や避難拠点、福祉救護所へ派遣することとしています。それらの活動を統括し、支援するため、歯科医師会は災害時体制を設置します。

#### ① 歯科医師会は、練馬区歯科医師会災害対策本部を設置します。

## 練馬区歯科医師会災害時連絡網



## ② 歯科医師会災害対策本部の体制

### ア. 他団体との協力

歯科医師会は、東京都歯科医師会や東京都歯科衛生士会、東京都歯科技工士会、災害関係機関の協力を得て、練馬区災害対策本部と連携して、円滑な歯科医療救護活動を実施します。

### イ. 事前の準備

歯科医師会は、あらかじめ（仮称）練馬区歯科医師会災害対策本部の組織、運営方法について定め、会員および区等との情報連絡、歯科医療救護班の編成、派遣などに対応します。

## ③ 情報の把握・報告

### ア. 情報の収集

歯科医師会は、災害発生後すみやかに区内の歯科診療所等の被害状況について把握します。状況把握にあたっては、電話による通信が不可能な場合は、ブロックごとに情報をまとめます。

### イ. 練馬区への状況の報告

歯科医師会は、歯科診療所等の被害状況について、練馬区災害対策本部や東京都歯科医師会へ報告します。

### ウ. 歯科診療需要の把握

練馬区と歯科医師会は緊密な連絡をとりながら、医療救護所や避難拠点、あるいは在宅等における高齢者や障害者等の歯科診療需要に関する情報の把握に努めます。

## ④ 災害時訪問歯科診療事務局の設置・運営について

### ア. 災害時の訪問歯科診療事務局の設置

災害が発生し、練馬区歯科医師会災害対策本部が立ち上がる場合、つつじ歯科診療所は通常の診療を臨時休止し、災害時訪問歯科診療事務局を設置します。

### イ. 通常診療の臨時休止に伴う患者対応について

通常診療の臨時休止に伴い、診療所内にいる患者に関しては、可能であれば原則帰宅させ、待機することが妥当だと判断された場合待機させます。また、来院予定の患者に対しては可能な限り速やかに通常診療を行わないことを伝えます。

### ウ. 拠点体制

災害時に避難拠点等への訪問歯科診療を行うにあたり、区や歯科医師会と協力し、まずは被災状況の確認や訪問歯科診療協力医の安否確認等を行います。その後訪問歯科診療の拠点として、ポータブル機器の貸出や訪問歯科診療の必要な患者に対しての診療を行います。

## 第七章 資料編

### (1) 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

省 略

(2) 歯科衛生士マニュアル（案）

# 災害対策健康部 歯科衛生士災害時マニュアル

**（Vol. 1）**

平成 26 年 12 月作成

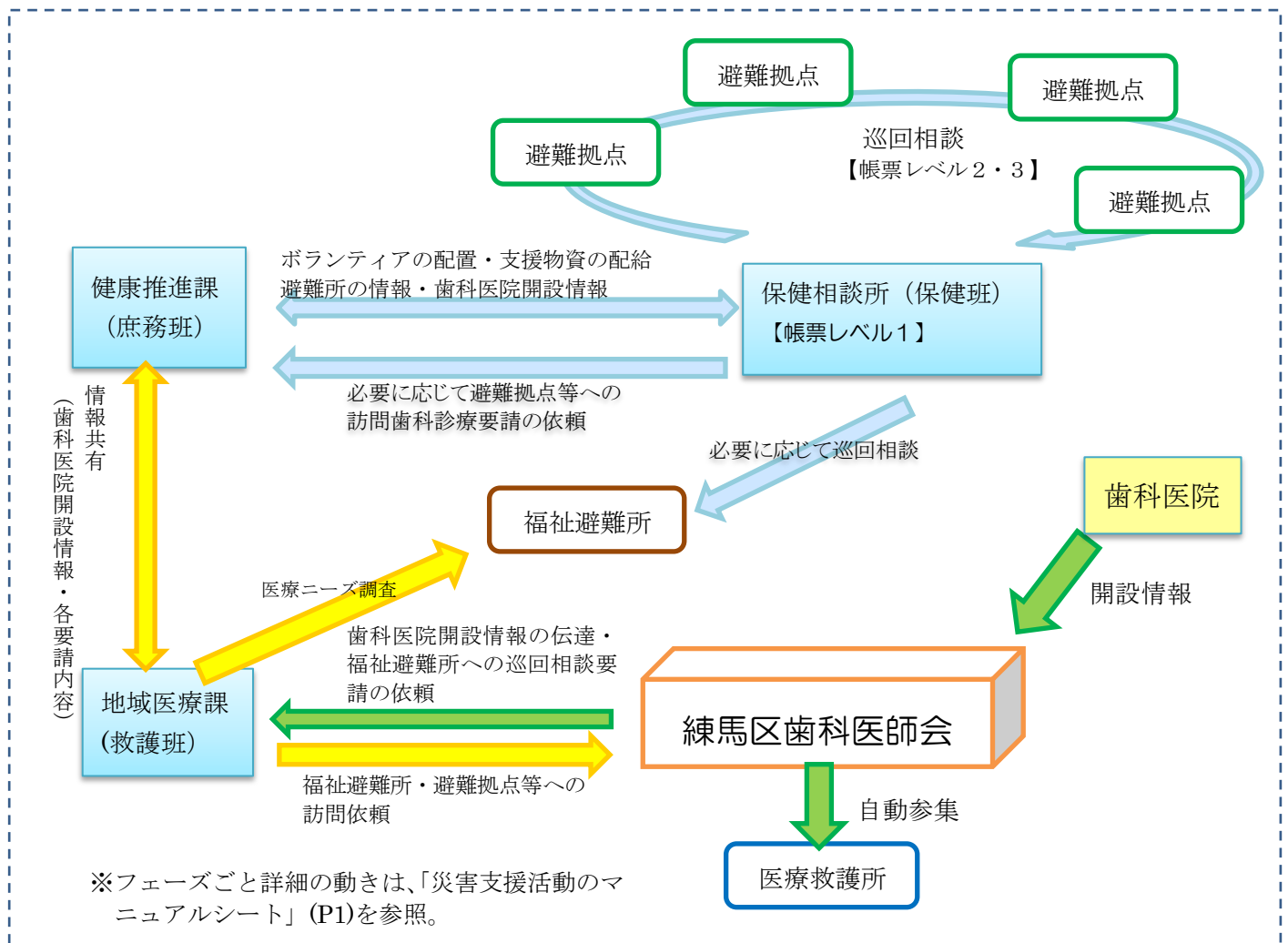
## 目 次

- 健康部歯科衛生士災害支援活動のマニュアルシート ……1
  - 平常時～フェーズ3長期まで ……健康推進課 歯科衛生士
  - 保健相談所 歯科衛生士
- 健康部歯科衛生士災害支援活動ながれ ……2
- 帳票活用法 ……3
- 各帳票
  - レベル1……………練馬区版 巡回相談記録票(全体版)
    - 巡回相談記録票(全体版)評価用シート
  - レベル2……………避難拠点等歯科口腔保健 アセスメント票
    - 避難拠点等歯科保健 アセスメント票 総括表【詳細版】
    - 避難拠点等歯科保健 アセスメント票 総括表【簡易版】
    - 訪問歯科診療依頼状
  - レベル3……………歯科相談票(個別用)
    - 歯科相談票(個別)総括表
    - 歯科健康教育実施録(集団用)
- 避難拠点掲示用ポスター
  - 「肺炎予防のためにもお口のお手入れをしましょう」
  - 「災害時の歯みがき方法」
  - 「液体歯みがき・洗口液の使い方」
- 歯科健康教育用資料
  - 「ねりま お口すっきり体操を行うにあたって」

健康部歯科衛生士災害支援活動のマニュアルシート

平常時		災害時	
	フェーズ0 発災時 (発災後24時間以内)	フェーズ1 初期期 (発災後72時間以内)	フェーズ2 中期 (4日目～1か月)
	フェーズ3 長期 (概ね1か月以降)		
健康推進課 歯科衛生士	災害対策健康部 庶務班として「健康部内の災害対策本部設置」のため班長の指示のもと、直ちに準備に着手し行動する		
役割	① 庶務係: 参集状況把握、被害状況把握、各部との連絡調整 ② 成人保健係: 広域医療連携 ③ 健康づくり係: 母子保健係、栄養指導担当係、歯科保健担当係、医療ボランティアの受け入れ、配置		
庶務班としての 歯科保健担当係 としての業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療相談所(10か所)・避難拠点(96か所)の開設状況把握</li> <li>● 健康部歯科衛生士の参集状況の把握</li> </ul>	● 支援助具の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 状況にあわせたボランティア配属を行う</li> <li>● 保健班との情報共有</li> </ul>
帳票			
医療救護所要員として従事...なし(26年度) 避難拠点要員として従事...なし(26年度)			
災害対策健康部 保健班として活動			
保健相談所 歯科衛生士	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健相談所へ参集(勤務時間外または出張中)</li> <li>● 保健相談所業務所に対して、医療相談所・避難拠点についての情報提供</li> <li>● 避難拠点の巡回相談のための準備</li> <li>● 栄養士チームへの採配</li> <li>● 医療相談所継続運営の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健班</li> <li>● 避難拠点の環境整備状況の確認(口腔ケアのための水の確保など)</li> <li>● 避難拠点の歯科用物資の供給状況の確認</li> <li>● 公衆衛生チーム</li> <li>● 避難拠点を巡回し、歯や口の健康状態の把握、歯科健康相談</li> <li>● 口腔ケア、口腔機能低下予防の支援活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口腔ケア、口腔機能向上の支援活動</li> <li>● 準備が整い次第業務再開</li> </ul>
業務			
帳票			
巡回相談記録(全体版)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 巡回指導記録集計表</li> <li>● 避難拠点等アセスメント票</li> <li>● 避難拠点等アセスメント総括表</li> <li>● 歯科相談票(個別用)</li> <li>● 歯科健康教育実施録(集団用)</li> <li>● 管内歯科医療機関マップ</li> <li>● 口腔ケアリーフレット</li> <li>● 口腔機能向上パンフレット</li> <li>● 啓発用ポスター</li> </ul>			
医療救護所要員として従事...なし(26年度) ※ただし、交代要員としての従事はありうる 避難拠点要員として従事...小林(総)関中学校(26年度)			

# 健康部歯科衛生士 災害支援活動のながれ



## 流れの説明

- ① 避難拠点の状況確認  
保健班が 避難拠点を巡回し、開設状況や環境整備状況、避難者の健康状態、医療ニーズを調査し『練馬区版巡回相談記録票（全体版）』を作成。
- ② 歯科ニーズを抽出する  
歯科専門職が巡回相談（全体版）評価用シートにおとし、ニーズが多いまたは緊急性の高い避難拠点から巡回相談の順を決める。
- ③ 避難拠点等巡回  
歯科専門職が避難拠点に行き、『避難拠点等口腔保健アセスメント票』を作成する。同時に、避難拠点近辺の歯科医療機関の開設状況を調べ、健康推進課庶務班に報告。※情報と人員が揃っていれば、④の支援も同日に行う。
- ④ 歯科ニーズに合わせた支援  
巡回相談等ニーズに合わせた相談事業等始める。また歯科医療受診の必要性があれば、避難拠点近隣の歯科医療機関を案内する。近隣に開設歯科医療機関が無いなどで受診が難しい場合は、避難所への訪問歯科診療を歯科医師会に依頼する。福祉避難所については、救護班または医療班より依頼があれば巡回する。



## 帳票活用法

発災中期以降、各保健相談所は災対健康部からの災害情報に基づき、被災区民の医療や相談、疾病予防が円滑に行えるよう支援するため以下の帳票を活用する。

### レベル1

#### 『練馬区版 巡回指導記録帳票（全体版）』（帳票1）

保健班が避難拠点を巡回し、開設状況や環境整備状況、避難者の健康状態、医療ニーズを調査する帳票。

#### 『巡回相談記録票（全体版）評価シート』（帳票2）

『練馬区版 巡回指導記録帳票（全体版）』から歯科ニーズを把握するために必要な情報を集約し、評価をするために使用する。ニーズの高いところから歯科専門職が巡回相談を行なう。

### レベル2

#### ●潜在しがちな集団の歯科口腔保健のニーズを短時間で把握する

#### 『避難拠点等歯科口腔保健アセスメント票』（帳票3）

各避難拠点等の歯科口腔保健の状況を調査するために使用する。

#### 『避難拠点等歯科口腔保健アセスメント票総括表【詳細版】（帳票4）・【簡易版】（帳票5）』

各避難拠点等の『避難拠点等歯科口腔保健アセスメント票』の内容を記入し、課題やニーズの緊急度を確認し、必要なサービスを計画するために使用する。必要な医療情報を把握し訪問歯科診療の依頼等にも使用する。

### レベル3

#### ●個々の要支援者の課題分析や援助内容等の記録。

#### 『歯科相談票（個別）』（帳票6）

各避難拠点で個別相談を行なうときに使用する。訪問歯科診療依頼の際、情報提供にも使用する。

#### 『歯科相談票（個別）総括表』（帳票7）

避難拠点等全体の個別相談の状況の把握し、次回相談の資料とする。

#### 『歯科健康教育実施録（集団用）』（帳票8）

避難拠点等で『歯科健康教育実施』内容、状況を記録する。

練馬区版 巡回相談記録票(全体版)

		年 月 日	天気	記載者
		巡回時間	～	
事前情報	避難所からの要請内容:			
施設の概況	避難拠点名等	住所 電話 ( )		
	巡回相談実施者( )計 名	移動手段: 車・自転車・徒歩		
	避難者総数	人(再掲: 面接者総数 人)		
	巡回相談を実施した場所:			
ライフライン	電気・ガス	可・不可( )	電話	可・不可( )
	交通手段	可・不可( )	水道	可( )ヶ所 不可( )
避難所の状況	食事	あり(炊き出し・弁当・パン・その他 ) なし( )	飲料水	あり(水道可・給水車・その他 ) なし( )
	トイレ	あり__ヶ所(常設・仮設・その他) なし( )	入浴等	あり( ) なし( )
	衛生状態	居室 良・不良( ) ごみ 良・不良( )	生活用品	ミルク・おむつなどの支給状況
避難者の状況	成人	名		
	高齢者	名	要介護者(有・無) 名	
	障害者	名		
	乳幼児	名		
	妊産婦	名	妊婦 名・産婦 名	
	要医療者	名	在宅酸素(有・無) 名・人工呼吸器 (有・無) 名・糖尿病(有・無) 名 透析実施(有・無) 名・高血圧 (有・無) 名・その他(有・無) 名	
	その他	名		

避難所の健康問題	保健	
	栄養	
	歯科	
助言・指導内容		
まとめ	全体の健康状況:	
	今後の対応:	
	申し送り事項:	
備考		



※事前把握項目

避難所名 (施設名)	保健相談所名	保健相談所	
避難者数	人 ( 月 日現在)	責任者氏名	
評価年月日	西暦 20 年 月 日	連絡先 (電話等)	
評価時在所 避難者数	人 (AM/PM 時現在)	情報収集法 ※ 実施した方法をすべてチェック <input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> 責任者等からの聞き取り (役職・氏名: ) <input type="checkbox"/> 避難者からの聞き取り ( 人程度) <input type="checkbox"/> 現場の観察 <input type="checkbox"/> 支援活動等を通じて把握 <input type="checkbox"/> その他 ( )
評価者氏名 職種	氏名: 所属: 職種: 1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 保健師・看護師 4 医師 5 その他		

項目	簡易評価	確認項目 (※確認できれば数値や具体的内容を記載)	特記事項
(1) 口腔清掃等の環境	(◎・○・△・×・ー)	a 歯磨き用の水 1 充足, 2 不足*, 3 不明 *(具体的に: ) b 歯磨き等の場所 1 充足, 2 不足*, 3 不明 *(具体的に: )	
(2) 口腔清掃用具等の確保	(◎・○・△・×・ー)	a-1 歯ブラシ (成人用) 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 a-2 歯ブラシ (乳幼児用) 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 b 歯磨き剤 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 c うがい用コップ 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 d 義歯洗浄剤 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 e 義歯ケース 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 f テンタルリンスor洗口液 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 g その他 ( ) 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明	
(3) 歯や口の訴え・異常	(◎・○・△・×・ー)	a 痛みがある者 1 いない, 2 いる (約 人), 3 不明 b 食事等で不自由な者 1 いない, 2 いる (約 人), 3 不明 (義歯紛失、咀嚼や嚥下の機能低下等による) c 他の問題*がある者 1 いない, 2 いる (約 人), 3 不明 *(具体的に: )	
(4) 歯科保健医療の確保	(◎・○・△・×・ー)	a 歯科診療所や仮設歯科診療所への受診 1 容易, 2 不便*, 3 施設ない, 4 不明 *(具体的に: ) b 巡回歯科診療への受診 1 容易, 2 不便*, 3 巡回ない, 4 不明 *(具体的に: )	
(5) 特に口腔衛生に配慮が必要な対象者		a 乳幼児 (約 人 or%), 不明 b 妊婦 (約 人 or%), 不明 c 高齢者 (65 歳以上) (約 人 or%), 不明 d 障がい児者・要介護者 (約 人 or%), 不明 e 糖尿病等の有病者 (約 人 or%), 不明 f 感染症 (約 人 or%), 不明	※再確認!
(6) (5)の者の口腔清掃状況	(◎・○・△・×・ー)	a 歯磨き 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明 b 義歯清掃 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明 c 乳幼児の仕上げ歯みがき 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明 d 障がい児者・要介護者の介助歯みがき 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明	
その他の問題	具体的に:		

※事前把握項目

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

※ 簡易評価の定義: ◎良好・問題なし, ○ほぼ良好・ほぼ問題なし, △やや問題あり, ×大いに問題あり, -: 不明





## 練馬つつじ歯科診療所御中

# 訪問歯科診療依頼状

保健班 巡回相談の結果、訪問歯科診療をお願いいたします。

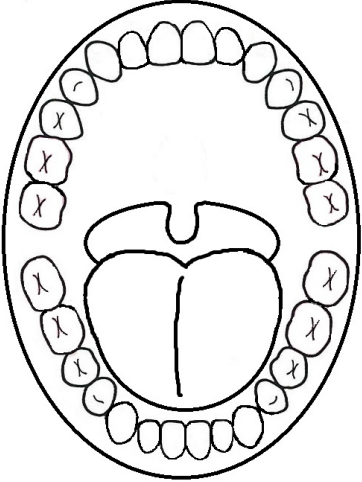
避難拠点名	
住 所	
電話番号	
避難拠点担当者	

依頼者	所属	
	氏名	
	職種	歯科医師・歯科衛生士・保健師・栄養士・その他（ ）
	連絡先	
添付資料	避難拠点等巡回相談記録票 避難拠点等歯科口腔保健アセスメント票 その他（ ）	
備 考		

練馬つつじ歯科診療所（訪問診療事務局）

**FAX番号03-3993-2500**



相談日	西暦20 年 月 日	実施場所名			
ふりがな 氏名	男 女	年齢	歳	介護 認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援1・2 <input type="checkbox"/> 要介護
住居場所	<input type="checkbox"/> 避難拠点 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他( )				
住所・電話	住所 練馬区		電話 ( )		
主訴					
口腔内の状態	1 きれい 2 ふつう 3 汚れている 4 非常に汚れている 5 食渣が多い				
相談・ 指導内容	1 歯みがき 2 歯間部清掃 3 舌清掃 4 粘膜清掃 5 義歯の清掃 6 うがい 7 口の体操 8 唾液腺マッサージ 9 その他				
申し送り事項					
継続指導	要 ・ 不要				
歯科医療の 受診	要 ・ 不要				
担当者氏名 (所属)	( )	担当保健相談所名	保健相談所		



帳票8

歯科健康教育実施録(集団用)

No.

実施日	20      年      月      日(      )      :      ~      :	
実施場所	(      ) <input type="checkbox"/> 避難拠点 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他	
対象	1. 妊婦 2. 幼児 3. 児童・生徒 4. 成人 5. 高齢者 6. 障がい児(者)	
人数	人	
実施内容 (簡単に)		
歯科用支援物資 の補充の必要性		
申し送り事項		
担当者	人数	歯科医師      名 歯科衛生士      名
	氏名 (所属)	
担当保健相談所	保健相談所	



お口の  
お手入れ  
をしまし  
ましょ

# 肺炎予防

のためにも



避難生活では、**誤嚥性肺炎に注意!**

特に高齢者の方は、口の中の細菌が原因による、誤嚥性肺炎が起こる可能性があります。



夜寝る前には、  
歯みがきを!



歯みがきができないときは、ガーゼやティッシュで歯の表面や舌を拭きましょう。また、ブクブクうがいも効果的です。

入れ歯のお手入れも忘れずに!



食後は入れ歯をはずして、歯ブラシで洗いましょう。入れ歯洗浄剤も効果的です。

お口の体操で、  
唾液を出そう!



舌を動かし、唾液腺をマッサージすることで唾液が出やすくなり、口の中の汚れや細菌を減らすことができます。

# 災害時の歯みがきの方法

## ①歯ブラシがない場合

- 避難先などで歯ブラシがない場合は、食後に少量の水やお茶でしっかりとブクブクうがいをしましょう。



- ハンカチやティッシュなどを指に巻いて、歯や舌、ほほの内側を拭いて汚れをとることも効果的です。



指に巻きつけると  
お口全体をふきとり  
やすくなるよ!



歯の表面



ほほの内側などの粘膜

## ②水が少ない場合

- (1) 水を少量（約 30mL）コップに準備する。
- (2) その水で歯ブラシを濡らしてから、歯みがきを開始。
- (3) 歯ブラシが汚れたら、ティッシュ（あればウェットティッシュ）で汚れを拭き取り、また歯みがき、これをこまめに繰り返す。
- (4) 最後にコップの水で2~3回すすぐ。  
一気に含まず、2, 3回に分けてすすぐとよりきれいになる。



# 液体ハミガキの使い方



- \* 歯みがきのまえに使う
- \* 歯みがき粉の代わりに使う

- ① 歯をみがく前に、10mL（小さじ2杯分程度）をコップに入れ、20秒程ブクブクうがいをして、吐き出す。
  - ② その後、歯ブラシでしっかりと歯をみがく。
  - ③ 最後に水で口をすすぐ。
- ※ただし、水がなければそのままでもよい



# 洗口液の使い方



POINT

\* 歯みがきのあとに使う

- ① 歯をみがく。
- ② 10mL（小さじ2杯分程度）をコップに入れ、20秒間ブクブクうがいをして、吐き出す。

※使用後に水ですすぐ必要はありません。



職員・スタッフの皆さまへ

「ねりま お口すっきり体操」を実施するにあたって

### お口の体操の効果

- 唾液が出やすくなる
- 飲み込みやすくなる
- 食べかすが残りにくくなる
- 表情が豊かになり、会話を楽しめる



誤嚥性肺炎の  
予防

### 効果をアップさせるためのポイント

- ① 食前に行う・・・舌や唇の動きがよくなり、唾液も出やすくなる
- ② 毎日継続する（例：舌体操、唾液腺マッサージを毎日各自で行っていただく、など）

### お口の体操を行う上での注意点

- 各自の体調に合わせて、無理のないように行う



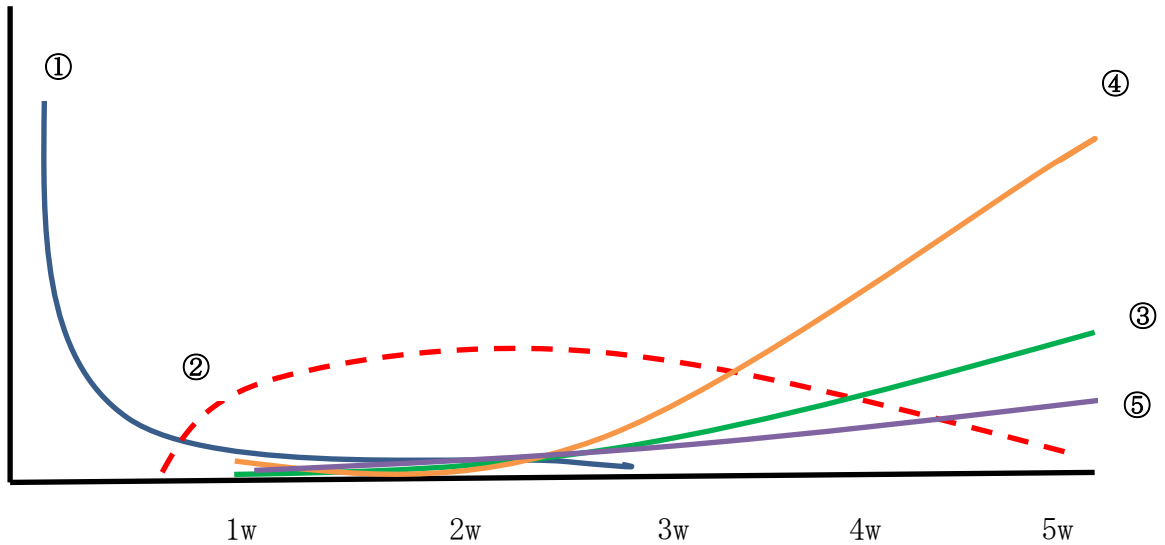
### (3) 災害時関係機関一覧

省 略

#### (4) 歯科医療救護活動に関連する資料

##### 歯科保健医療ニーズの推測予測と歯科医療機関の連携モデル

(資料：「被災地における歯科医療の問題と提言～阪神大震災における歯科診療を経験して～」)

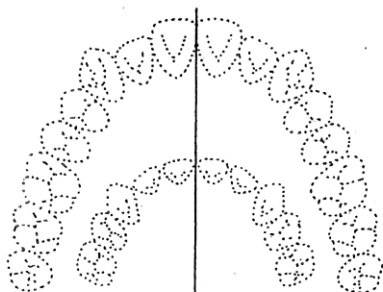
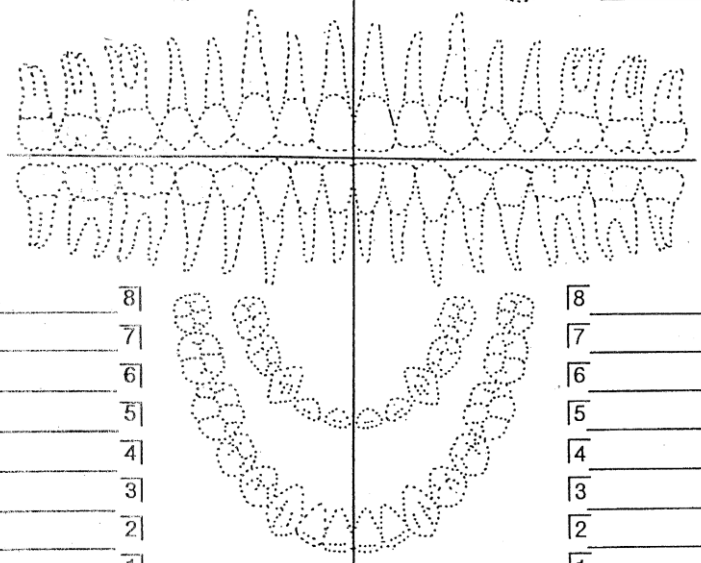


- ① 顎顔面外傷・ショック、歯牙脱臼
- ② 重症口内炎、歯周炎急性発作
- ③ 充填物脱離、歯髄炎・治療中断による痛み
- ④ 義歯紛失による咀嚼障害
- ⑤ 予防処置

(5) 身元確認様式等

死後記録用紙

歯科記録用紙：死後

遺体番号	検査場所	検査日	年 月 日				
遺体の状況 <input type="checkbox"/> 上下顎あり <input type="checkbox"/> 上顎のみ <input type="checkbox"/> 下顎のみ <input type="checkbox"/> その他( )	検査歯科医師氏名  検査歯科医師氏名  立会い警察官氏名	TEL  TEL					
_____ 1  _____ 2  _____ 3  _____ 4  _____ 5  _____ 6  _____ 7  _____ 8			1  _____ 2  _____ 3  _____ 4  _____ 5  _____ 6  _____ 7  _____ 8  _____				
_____ 8  _____ 7  _____ 6  _____ 5  _____ 4  _____ 3  _____ 2  _____ 1			8  _____ 7  _____ 6  _____ 5  _____ 4  _____ 3  _____ 2  _____ 1  _____				
その他の所見・特記事項 (歯列・咬合の状態、歯の形態・数・位置の異常、歯肉の状態、歯石沈着状態など)	口腔内写真撮影 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(計 枚, No ) X線写真撮影 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(計 枚, No ) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">8 7 6 5 4 3 2 1</td> <td style="text-align: center;">1 2 3 4 5 6 7 8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 7 6 5 4 3 2 1</td> <td style="text-align: center;">1 2 3 4 5 6 7 8</td> </tr> </table>			8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8	8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8
8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8						
8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8						

生前記録用紙

生前記録用紙

男      女		年齢	記録最終年月日		
			年	月	日

1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
8		8
7		7
6		6
5		5
4		4
3		3
2		2
1		1

表 記 法

				<b>Cr</b>	<b>In</b>	<b>P</b>	<b>B</b>	<b>D</b>		
残存歯	欠損	充填	冠	冠	インレー	ポテンティック	ブリッジ	義歯	根充	根治

文字標記

特記事項

用いた資料

カルテ

X線写真

パノラマ    デンタル (                      枚)

		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
その他 (                      )		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

資料提供歯科医    氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

---

記入歯科医        氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

# 照合結果報告書

遺体番号		<b>照合結果報告書</b>
------	--	----------------

遺体番号 \_\_\_\_\_ の死後記録と該当者 \_\_\_\_\_ の歯科所見による生前記録を照合した結果は以下の通りである。

資料提供者名 \_\_\_\_\_

資料の種類：カルテ・X線写真（デンタル・パノラマ）・口腔内写真・その他（ \_\_\_\_\_ ）

右側				左側			
歯式	死後記録	生前記録	判定	歯式	死後記録	生前記録	判定
11 (A1)				11 (A)			
21 (B1)				21 (B)			
31 (C1)				31 (C)			
41 (D1)				41 (D)			
51 (E1)				51 (E)			
61				61			
71				71			
81				81			
81				81			
71				71			
61				61			
51 (E1)				51 (E)			
41 (D1)				41 (D)			
31 (C1)				31 (C)			
21 (B1)				21 (B)			
11 (A1)				11 (A)			

確認した歯式欄の歯に○を、判定欄の枠内に、判定印（○・△・×・―）を記入してください。

**照合結果（判定の集計）**

○印	一致する		箇所
△印	矛盾しない不一致		箇所
×印	矛盾する不一致		箇所
―印	判定不能		箇所

**特記事項**

結論 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

年 月 日

歯科医師 住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_



(6)練馬区歯科医療活動支援計画検討委員会名簿

団体	職	氏名
練馬区歯科医師会	副会長	市川 弘之
	防災担当理事	浅田 博之
	つつじ歯科診療所 担当理事	田中 賦彦
	在宅療養支援歯科診療所 代表	結城 洋仁
	つつじ歯科診療所 担当歯科衛生士	奈良 伸子
練馬区	石神井保健相談所 歯科健康担当係長	逸見 貴久子
	大泉保健相談所 歯科健康担当係長	花岡 秀子
	地域医療課長	佐古田 充宏
	地域医療課管理係長	本橋 隆春
	地域医療課担当者	保谷 嘉浩